

Title	内宴考
Author(s)	滝川,幸司
Citation	詞林. 1995, 18, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67372
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

内宴考

滝川 幸司

して、「詩者志之所」之也、在」心為」志、発」言為」詩」に基づくものと「詩者志之所」之也、在」心為」志、発」言為」詩」に基づくものと大曽根章介氏は、菅原道真の考えていた詩を、「毛詩」大序の

る。も、真の詩から遠く離れたものであることは明らかであも、真の詩から遠く離れたものであることは明らかであたとへ凋心鏤骨して麗句を配し衆人の賞讃を得たとして公宴詩会の際の兼題擬作の詩が本義を外れたものであり、

していた時代を回想する措辞が数多く見出せる。その後、京都内宴・重陽宴等ーが来る毎に、京都にいて公宴に参加し詩を賦多大なる矜持を持っていたことも確かなのである。波戸岡旭氏移氏の論は妥当であろう。しかし道真が公宴においての賦詩にれから生ずる詩興が最も肝要な条件」とする限りにおいて大曽と述べられた。詩の本質を「賦詩においては、対象の凝視と、そと述べられた。詩の本質を「賦詩においては、対象の凝視と、そ

学研究の側からアプローチしていく必要があろう。 ず、である。また公宴儀式そのものについても注意が払われて 願っているのである。道真、或いは、その当時の文人にとって、 臣曲水之飲応製」)と、京都で「詩臣」として「王沢を歌ふこと」を 外臣たることを断たむ](『菅家文草』四・34「三月三日侍於雅院賜侍 研究では比較的軽視されている賦詩中心の儀式に関しては、文 研究に持込むことには慎重でなければならないし、現行の儀式 政治機構をを解明すること」にあるから、その成果を直接文学 ていない。例えば、正史を繙くと文徳朝辺から賦詩記事はほぼ れども、公宴詩に関してはー道真に限らずー殆ど考察がなされ 公宴で詩を賦すことは文句無しに名誉なことであった。 んであるが、「「儀式」研究は、最終的にはその「儀式」を運営する いるとはいえない状況である。近年史家の間では儀式研究が盛 公宴に限られるのであり、その重要性に疑いはないのに関わら へ戻った道真は、「四時王沢を歌ふことを廢めず 長く詩臣の しかし言志詩人としての道真の研究は多くなされているけ

参加を名誉とした詩宴である。本稿では、その中の内宴を取り 公宴の中でも、内宴・重陽宴は、道真を始めとする文人達が、

上げて考察を加える。 内宴については、「古事類苑」歳時部に、

宴会トハ大ニ異ナリ、長元以後中絶セシガ、保元三年、藤 臣等ニ賜フ所ナリ、其主トスル所ハ、賦詩ニ在リテ、餘ノ 内宴ハ、正月下旬ヲ以テ、天皇宮禁ニ於テ、私宴ヲ設ケ、侍 原通憲建議シテ、之ヲ再興シタリキ

範囲を出ない。 とあるが、以後の研究も、解題的なものが多く、「古事類苑」の(4)

述で触れていく(以下両氏の見解はこの二論文による)。 20・平成六年二月)であろう。これらについては、次節以降の論 研究(儀礼篇)』(桜楓社・昭和四十年)、及び、平安朝における内宴 るが、内宴の起源を探る倉林正次氏「正月儀礼の研究」「饗宴の の展開をも考察する波戸岡旭氏[内宴と道真の詩](儀礼文化 近年の研究として注目すべきは、最早古典的な研究ではあ

引かれているが、次の例が参考になろう。 「内宴」はいつ頃から行なわれたのであろうか。既に諸家が

過||数人| 。此復弘仁遺美。所謂内宴者也。(「文徳実録]仁寿 (正月)己丑。帝觴, |于近臣, 。命ゝ楽賦ゝ詩。其預ゝ席者不ゝ

部「内宴」は次のように始まっている。 ように思われるが、周知のように、菅原道真編「類聚国史」歳時 この記事によれば「内宴」は、「弘仁」=嵯峨朝に起源を持つ

平城天皇大同四年正月戊戌。曲宴。奏、楽。賜, 四位以上被 嵯峨天皇弘仁四年正月丙子。曲,[宴後殿]。命,[文人]賦]詩。

八年正月辛巳。曲,|宴後殿,。奏,|女楽,。賜,|侍臣綿,|有」賜」禄有」差。

九年正月乙巳。曲宴。侍臣賜綿有」差。 十年正月乙亥。曲宴。

淳和天皇天長八年正月己未。於, |仁寿殿 | 内宴。令」賦, |春

妓応製詩」。日暮賜」禄有」差。

(以下略)

されていても、正月の恒例の「内宴」を指さないこともあるの も曲宴もそもそもは同義で、私的な臨時の宴をいう。内宴と記 年の記事以前、「内宴」が「曲宴」と記されている点である。内宴 とになり、「内宴」の起源を考える場合の問題点となる。以下、 である。例えば、弘仁二年の「(四月)丙寅。内宴。奏」妓」(『日本後 憶測ではあるが、私見を述べる。先ず、注意されるのは、天長八 同四年に置いていたことになる。「文徳実録」とは齟齬するこ これによれば、少なくとも道真は「内宴」の起源を平城朝大

【類聚国史】からもわかるように、正月二十日辺の曲宴は、弘仁は「弘仁の遺美」と、弘仁期に「内宴」の起源を置いていたが、紀」)の記事は、明らかに恒例の「内宴」ではない。「文徳実録」で

地ではない。 期には恒例となっている。それが「文徳実録」の表現として現期には恒例となっている。それが「文徳実録」の表現として現り、その起源を求めて、正月二十日辺の曲宴は、この大同四年の記録がある。これは、道真が「類聚国史」を編纂した時にはで、正月二十日辺の曲宴は、この大同四年の記録がある。これは、道真が「類聚国史」を編纂した時にはかである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いのである。但し、大同の曲宴が「内宴」と同じであったかは定いている。

は何故であろうか。波戸岡氏が『年中行事抄』内宴条の興味深ある。殊更に、正月二十日辺の宴を「内宴」と呼ぶようになるの明確な答を見出せない。先述したように内宴と曲宴は同義でに入って「内宴」と呼ばれるようになることに関しては、未だ「内宴」の起源を記す文献について憶測を述べたが、天長期

るように思われるのである。

寧,非三品,、所以不」来。因特令」預」宴。 郎干志寧不」預。上恠」之。左右奏曰、勅召,三品已上,。志唐暦云、太宗貞観三年春正月甲子、上内,宴貴臣,。中書侍 い資料を指摘されている。

「内宴」とはなく、「奥向きの内殿で催された宴であるから、「氏は、「旧唐書」でこの宴を確認し、そこに「内殿宴」とあって

り子日に催された。そこに、我が国の「内宴」との関わりがあり子日に催された。そこに、我が国の「内宴」との関わりがあり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の内宴の淵源とするのには、慎重でなけれり、これをわが国の下ある。太宗の内宴は「一月甲子」、つまが、大田は「一月甲子」、つまではないかと思うのである。太宗の内宴は「一月甲子」、つまではないかと思うのである。太宗の内宴は「一月甲子」、つまではないかと思うのである。太宗の内宴は「正月甲子」、つまではないかと思うのである。大宗の内宴は「正月甲子」、つまではないかと思うのである。太宗の内宴は「正月甲子」、つまではないかというのである。太宗の内宴」との関わりがあり、これをわば、「一月中国」との関わりがあり、これをおいる。

に繰り上げられたものであろう。」とし、「内宴」と子日の関係は、「清涼記」(『撰集秘記』所引)や「北山行られたが、で、「大事」が正月十二日の子田、承和十一年が同十七日の子の「内宴」が正月十二日の子田、承和十一年が同十七日の子の「内宴」が正月十二日の子田、承和十一年が同十七日の子の「内宴」と子日の関係は、「清涼記」(『撰集秘記』所引)や「北山「内宴」と子日の関係は、「清涼記』(『撰集秘記』所引)や「北山

した事情にあったので、子日という行事期日の与える影ていて、次第に二十一日に固定していったのである。そうら二十二日までの間を前後浮動した状態で長い間行われら二十二日節会や十六日節会などのように、当初から期期日は七日節会や十六日節会などのように、当初から期影響力は、予想以上に強大であったことが知れる。内宴の影響力は、予想以上に強大であったことが知れる。内宴の

宴」と称したのではないだろうか。た私宴ー太宗の内宴ーを、子日との関わりで、典拠として「内十日辺の宴が内宴と呼ばれるのに、中国においても行なわれていたことが知られる。子日と密接な関わりを持った正月二と述べられた。「内宴」の成立過程に子日が大きな影響を与えと述べられた。「内宴」の成立過程に子日が大きな影響を与え

宴として行なわれていた。内宴の出発には、その最初か仁四年の宴会は、正月二十二日に持たれ、それは子日の曲響も強かったものと思う。内宴の起源と目されている弘

ら子日の曲宴との関係が存在したのである。

なっていったのである」(波戸岡氏。但し、公宴となった時期につい二十一二十二日の間に催される公宴を、内宴と称するようにられた同義語であったが、淳和天皇朝以後は、特に正月二十・宴も内宴も、もとは公宴ではなく、内々の宴という意味で用いて利用されたという確証がない限り、不明である。結局は、「曲う表現になったのかは、『唐暦』がこの前後から典拠・本文としう表現になったのかは、『唐暦』がこの前後から興力・本文とししかしこれも憶測に過ぎない。何故天長期から「内宴」といしかしこれも憶測に過ぎない。何故天長期から「内宴」とい

ら。ては私見と異なる。次節参照。)ということ以上はいえないのであ

Ξ

る。

六国史の内宴での(文人の)呼称は、弘仁四年文人、承和元工藤重矩氏が次のように述べられている。かった。「公宴」となった時期を検討する必要があろう。から、臨時の宴であり、その意味では恒例儀式・節会ではなから、臨時の宴であり、その意味では恒例儀式・節会ではな先述したように「内宴」は当初曲宴と同義であったのである

大国史の芦雲での「文人の」呼称に 見住臣名文人 有利引力 「利利力」 「大国中二年文人、同十三年詞客、嘉祥二年文人で、以降は士、同十二年文人、同十三年詞客、嘉祥二年文人で、以降は士、同十二年文人の語が用いられないのは、逆に、文人が節会の賦詩者を強く意識させる語であったということかもとれない。だから、内宴が行事として定着すると自然に文人の「明和に 見住臣名文人 有利力 人を用いるのであろう。

から、工藤氏の論と矛盾せず、その頃までには節会として確立中行事=公事を記したものである。そこに記されるのである「北山抄」のような後世の私撰儀式書編纂の共通基盤となる年子」に「内宴」の項目がある。「年中行事御障子」は、「西宮記」、ようである。更に仁和元年に藤原基経が奉った「年中行事御障ようである。更に仁和元年に藤原基経が奉った「年中行事御障これによれば、「内宴」は仁明朝末以後節会として定着した

•

したのであろう。

して確立した頃の儀式次第も同様であったと思われるが、そ『西宮記』、「北山抄」とほぼ同様な記述である。恐らくは節会と涼記』、「蔵人式」(二書共に「撰集秘記」所引)に記されており、後の公宴としての「内宴」の儀式次第は、村上朝に編纂された「清

「文人」は、工蕃氏が詳細に考察されているようこ、命会での登場以前は、どのように考えればよいのであろうか。

れ以前はどうであろうか。つまり工藤氏が指摘された「文人」

まり、節会以前の「内宴」では公に定められる専門の献詩者が献詩者であり、「文人」としての「禄」も支給されるのである。つ「文人」は、工藤氏が詳細に考察されているように、節会での

(正月)丙寅、 天皇内||宴於仁寿殿| 。公卿近臣以外、内記承和二年の「内宴」は次のように記されている。

いないのである。

寒之題 | 。宴訖賜」禄。(「続日本後紀」) 及直校書殿 | 文章生一両人、殊蒙 | 恩昇 | 、共賦 | 春色半喧

「殊に恩昇を蒙ぶりて」参加し、「共に」詩を賦したと読み取れで、それ「以外」に「内記及び校書殿に直せる文章生一両人」がこの記述からは「公卿近臣」が「内宴」に召されることが前提

前」)の記述にも読み取れる。初期の「内宴」は参加者すべてが詩を知る者三四人、昇殿を得たり。同じく雪裏梅の題を賦す」(『同様なことは承和五年の「公卿及び文を知る士を喚びて、雑言る。つまり参加した公卿も含めて全員が詩を賦したのである。

宴は、詩を以て君臣が交わる宴であったのである。献ずることがない場合もあったかもしれない。公宴以前の内の「内宴」とは、性格を異にしよう。或いは、参加者全員が詩を課せられてはいるが、「賜禄」される「文人」の参加のない初期以上に給ふ」(Iーધ)とあるように、原則として全員の賦詩が以上に給ふ」(Iーધ)とあるように、原則として全員の賦詩が

れるが「内宴」の性格を考える上で貴重な資料であると思われ仁和元年に見える。公事としての「内宴」が確立した後も含ま二年、貞観二・三・六・八・十二・十六・十七年、元慶元・二・四年、も「近臣」が召されていたが、正史の「内宴」記事では他に仁寿しての「近臣」「近習」である。先に引用した承和二年の記事にもう一点、「内宴」の確立で注意されることがある。参加者と

正史記事に見える「近臣」については古瀬奈津子氏が詳細に

考証されている。氏の論によって述べる。

氏は、

できる。 (13) できる。 (中略) 天皇の私的伺侯者と定義することが臣下であり、(中略) 天皇の私的伺侯者と定義することが近臣・近習は、百官という官僚機構とは別のカテゴリーの

れた「近臣」「近習」は基本的には昇殿出来る人全てを指すが、「近臣」「近習」を選ぶ制度として「昇殿制」があり、そこで選ばや清涼殿における行事や宴に参加すること」と論じられた。とし、その役割として「天皇のプライベートの場である仁寿殿

かった」(古瀬氏)と述べられている。 はなく、公卿全員を必ずしも「近臣」とはいわないのである。但 平安初期ではそれ以後のように公卿全員が昇殿出来るわけで し、平安前期においては、「政治の表面で活躍する存在ではな

る「朝拝」のような国家的饗宴とは性格の異なる、「密宴」とし の集りとして「内宴」は存在するのである。百官全てが供奉す ての「内宴」のありかたを看取できる。 つまり「近臣」は天皇のプライベートな臣下なのである。そ

なる。天皇の私的な場であった清涼殿が政務の場を兼ねるよ 公的な力を持つようになり、政治の表面にも現われるように しかし「内宴」が公宴として確立した宇多朝以後、「近臣」は

うになって起こった状況である。

ある。(古瀬氏) 近であると共に、公的にも意味をもつようになったので 侍するようになったわけで、殿上人たちは天皇の私的側 人が、宇多朝以降、天皇の日常政務の場でもある清涼殿に 平安前期には清涼殿や仁寿殿といった天皇のプライベー トの場において登場してきた近臣・近習=昇殿を許さた

人の登場・参加者の質的変化ーが仁明朝末から宇多朝にかけ ルまで公宴になったことをも意味しよう。こうした変化ー文 このことは「私宴」「密宴」であった「内宴」が、参加者のレベ

て起こったのであった。

とあるように、「うちうちの節会」である。こうした性格は「内 「内宴」は「公事根源」に、 内宴と申すは、うちうちの節会なり、仁寿殿にて行なは

宴」で作製された詩序にも見える。

路寝之宴安。威厳咫尺、顧眄密迩。是以雖二元老執卿、預 夫上月之中、有一内宴一者、先来之旧貫也。則大内之深秘 侍其事 | 者、僅十以還也。時有 | 制詔 | 及 | 才人 | 者。知 >文

豈可」屯;;其脂膏;者乎。(後略) (【本朝文粋】十一・34「早春侍宴清涼殿翫鴬花応製」小野篁)

之人一二、得」上;;其雲漢;焉。蓋明王之所;;以慎;|密其内;

於二旬,。非,彼恩容侍臣、勅喚文士,、未,曾清談遊宴、夢 想追歓 | 者乎。(後略) (前略)時也翠幌高開、珠簾競撥。留||万機於一日|、翫||三春

(前略)聖上順天喜気、助人歓情、在此嘉辰、賜以密宴。 (後 (【同】八·25「早春侍宴同賦春暖応製」菅原道真)

(【同】十一・32「早春侍内宴同賦晴添草樹光応製」大江朝

内の深秘」であり、「元老教卿」と雖も、「僅十以還」しか参加で これらの例に見えるように、「内宴」とは、「先来の旧貫」、「大

ず、「内宴」詩序の特徴といえる。宴」なのである。このような措辞は重陽宴の詩序等には見出せ宴」なのである。このような措辞は重陽宴の詩序等には見出せ「知文の人一二」=「勅喚の文士」しか「雲漢」に上り得ない「密きない、つまり「恩容の侍臣」のみが宴に侍り得るのであり、

ある。公宴としての「内宴」の「私」の性格も検討してみなけれ宴」詩序の、後の二例は「内宴」が公事として完成した後の作であるだけに「密宴」としての性格が色濃いのも当然であるが、あるだけに「密宴」としての性格が色濃いのも当然であるが、節会として確立した「内宴」にもそうした性格を認めることが節で論じた形成期の「内宴」ならば、公事でない、天皇の私宴で節で論じた形成期の「内宴」から前しての性格は、具体的に何処に由来するのか。前

1 参加者についてー文人ー

「内宴」の前日に、蔵人所の使が、親王第に行き「明日可参之

ばならない。

生、候、蔵人所、文章生、在、諸司、旧文章生、才学傑出者一蔵人頭奉ゝ仰令ゝ廻、可ゝ参文人等、。〈儒士并文章得業記』によって当該条をあげる。 状」を伝える。同日、「文人」を召す由の仰せが下される。「清涼

宴)の場合についての規定が「延喜式」にある。が知られる。ところで、「内宴」と同様、詩宴である重陽宴(菊花

九月九日菊花宴

この記述から、蔵人頭が「文人」の参集に関わっていること

两。但内記依、**例預之**〉

応召,1文人,者、前二日省簡,1定文章生并諸司官人堪5属5

内侍。〈事見儀式〉余節応」召,「文人, 者准」此。(割中略)以下就」座計、列文人、即造、名簿、卿若輔以、名簿、奉、進文者、造、簿預令、宣告、当日質明、掃部寮設」座如」常、輔

「余節応に文人を召すべきは此に准ぜよ」とあるように、他の「文人」を召すのは、式部省の管轄であることになる。しかもこれは、式部省について記されたものであるから、重陽宴で(『延喜式』十九式部下)

人所は周知のように天皇家の家政機関である。つまり、太政宴」では、先に引いたように蔵人頭が「文人」を召している。蔵は、太政官制下での行為であると認められる。それに対し「内節会でも同様であったのである。式部省が行なうということ

2 場について

次に当日の座についてであるが、「蔵人式」に詳細な記述が

、)を流け、ぶっ、ぶに星)をよこほなり引引)であっず上のを定められているが、繁雑になるので、天皇、皇太子、王卿、文ある。「内宴」は通常仁寿殿で行なわれ、出居侍従や采女等の座

皇と「内宴」の文人との密接なーいわば私的なー関係が見出せ

官制から外れたところで「文人」が召されているのである。天

行なわれる。

「密宴」として、また天皇の「私」の宴としての性格が看て取れな場である。そうした場で行なわれるのが「内宴」なのであり、安朝初期においては、天皇の常の御在所であり、プライベート「内宴」が行なわれるのは仁寿殿であるが、周知のように、平

ついては検討の必要があろ´ラ゚。 殿以外でも行なわれる場合があった(別表Ⅱ参照)。この点に殿以外でも行なわれる場合があった(別表Ⅱ参照)。この点に「内宴」は仁寿殿儀として儀式書にも記されているが、仁寿

われたことになる。

然院の殿舎であることが確認できる。またこの崩御記事によ冷然院新成殿」」(『三代実録』天安二年八月二十一日条)とあり、冷水に、文徳朝の新成殿であるが、新成殿は、「文徳天皇崩」)於

関してはその理由を明確に出来ない。

を常の御在所としたのであろう。院,](「文徳実録」)と、冷然院に移御している。それ以後新成殿文徳天皇は、斉衡元年四月十三日に「帝自, 梨下院、稼, 御冷然り新成殿が冷然院での常の御在所であったことが知られる。

記」)とあり、翌年も綾綺殿を常の御在所としていたのであろ年の天慶九年四月二十二日に「今上遷」、御綾綺殿」」(「貞信公下慶六年時も常の御在所は綾綺殿であったのであろうか。(「本朝世紀」。「紀略」にも同様の記事を見出すことが出来ず、或はにしている。それ以後遷御の記事を見出すことが出来ず、或はは、天慶元年八月二十七日に「皇帝自」、常寧殿」遷、、御綾綺殿」 は、天慶元年八月二十七日に「皇帝自」、常寧殿」遷、、御綾綺殿」 同じく朱雀朝天慶六年は綾綺殿で行われている。朱雀天皇同じく朱雀朝天慶六年は綾綺殿で行われている。朱雀天皇

のかは不明である。 のかは不明である。 「経」とあり、清涼殿を常の御在所としていたらしい。恐らく天略」)とあり、清涼殿を常の御在所としていたらしい。恐らく天略」)とあり、清涼殿を常の御在所としていたらしい。恐らく天田二年十二月二十日に「天皇従,,襲芳舎, | 遷, 御清涼殿, 」(『記中融朝天禄二年には淑景舎で行われている。円融天皇は、安

で行われる「密宴」としての性格を強く持っていたということのである(別表Ⅱ参照)。「内宴」は常に天皇のプライベートな場とで行われ、それ以外の場所で行う時は常の御在所を使う、と殿で行われ、それ以外の場所で行う時は常の御在所を使う、という程度であったのであるう。但し、既に「清涼記」において「内あったということであろう。但し、既に「清涼記」において「内あったということであろう。但し、既に「清涼記」において「内あったということもいう程度であったの場所を使うことも当時の常の御在所が使用されていたことがわかる。つまり仁当時の常の側在所が使用されて場合を概観したが、殆どがその以上、仁寿殿以外で行われた場合を概観したが、殆どがその以上、仁寿殿以外で行われた場合を機観したが、殆どがその

3 儀式次第について

る。喜田新六氏に次のような言がある。注意しなければならないのが、参加者の動きと位置関係であ焼式そのものの展開は、別表1を参照していただきたいが、

その次第書きの通りに、毎年繰返して、参列者を行動せしうに仕組んだ一種の演技であって、儀式に規定してあるの形式とを、空間的位置と参列者の行動とに表現するよ儀式に規定してある儀礼は、君臣上下の秩序と上奏、下達

稍下段になる簀子で謝座し(I-7)、王卿は更に「空間的位置」「内宴」においても、天皇は仁寿殿東廂におり、皇太子はその上下の秩序と自己の地位分限とを覚らしめるのである。め、彼等をして、目と耳と再拝等の行動等によって、君臣

のである。しかし通常の儀式では、更に明確に「空間的位置」の簀子であり、「空間的」に天皇から離れており、「下」に位置する示したように、皇太子は簀子、王卿は渡殿、文人は紫宸殿の北宴」も儀式の本分に適った宴なのである。座についても前項でが下になる「庭」で謝座して(IIⅡ)着座する。その点では「内が下になる「庭」で謝座して(IIⅡ)着座する。その点では「内

であるから、親密な「座」の造りにもなるのであろうが、やはりに座すのである。重陽宴と比較すれば、「内宴」は小規模の儀式に設置されるが、侍従及び文人には南庭に「幄」が造られそこでは、「貞観儀式」によれば、天皇及び参議以上の座は、紫宸殿

「密宴」としての性格を表しているといえよう。

規定がなされている。例えば「内宴」と同様、詩宴である重陽宴

ら「下殿」する(I-5)。つまり披講の間、参加者は「空間的」に御前での場が与えられるのである。そして披講が終わってか座」。大臣以下候、講師右、文人長押下。(下略)」とある。文人もるが、省略した割注に「以」所菅円座、敷」、御座東辺、為二太子(I-4)(I-4)がその次第である。「皇太子以下」とのみああるが1詩の披講時の参加者の位置である。

も天皇に密着することになるのである。工藤氏が述べられた

||文章博士二人|。他上臈儒士一両(割注略)、次将二人昇」殿」べた重陽宴では、文人は南庭に座すが、披講の時も「令|||参議召文人にとっては誠に希有な行為であることになる。先にも述ように、史書・儀式書等で記される文人は地下人であるから、

るが、天皇の御前に近侍する王卿・文人が描かれており、その「年中行事絵巻」五に、「内宴」も描かれており披講の場面もあのように天皇との近接を述べる措辞も見出せるのであろう。に、「内宴」の詩序には「威厳咫尺、顧眄密迩」(前掲・小野篁詩序)なことが出来ないのである。「内宴」の特殊性が知られる。故(『北山抄』二・年中要抄下重陽宴事)とあり、文人は殆どが殿に上

親密さが確認できる。

容易に推測できよう。加する事は冥利に尽きることこの上なかったであろうこと、天子の間近にいて詩が披講されるのであるから、「内宴」に参多くの「私」の要素を持った宴であった。殊に文人にとっては以上三点にわたって考察したが、「内宴」は公宴でありつつ、

五.

Ⅱとして「内宴年表」を作製しているので、併せて参照していしては波戸岡氏が詳細に論じられており、不十分ながら別表に平安朝における展開を論じなければならないが、それに関以上、「内宴」の形成及び儀式としての性格を述べてきた。次

あるので、その点を中心に聊か述べることにする。ただきたいのであるが、波戸岡氏の見解は私見と異なる所が

岡氏も引いておられるが、天慶十年の記事である。(別表Ⅱ参照)、村上朝にやや問題のある記事が見出せる。波戸「内宴」は醍醐朝辺まではほぼ毎年行われているのであるが

∴先例,有;此宴,。 "年初,有;此宴,。 "年初,有;此宴,。 "是然事,。题云、花気染風、鶯声聴管絃。式部大輔大江維敦実親王、中務卿重明親王、右大臣以下諸卿侯;殿上;。有敦王、中務卿重明親王、右大臣以下諸卿侯;殿上;。有《正月》○廿三日己酉。天皇於;綾綺殿;行;内宴,。式部卿

年」により決まる」(「国史大辞典」)。村上天皇の場合、天暦元年に慎むべき日とされた日取」で、「その日取は各個人の年齢(数え悩」が記されているのではない。「衰日」と述べられたが、この訪れ村上天皇の「衰日」を示しているのであって、「忠平の病た内宴であったことをも伺わせる。」と述べられたが、この記た内宴であったことをも伺わせる。」と述べられたが、この記を順むべきのには、「「公家御衰日也」とある記事は、忠平の病悩を波戸岡氏は、「「公家御衰日也」とある記事は、忠平の病悩を

事実、天皇の衰日に内宴日が設定されたのは、村上朝以前で衰日であっても「内宴」は挙行されるということであろうが、例に依りてこの宴有り」ということになったのである。天皇のあるので、天皇の衰日となり、「慎むべき日」なのであるが「先二十二歳で、その年の衰日は卯・酉の日で、内宴日は「己酉」で

は、天長八・九年、承和六・九・十一年、天安二年、貞観十・十三

である。両者とも天皇の衰日によって停止されたわけではな りて」(「日本紀略」延喜二十一年正月二十日条)行われなかったの 由であり、後者は「内宴を停む。諸国不堪佃并に去年咳病に依 仍て内宴を停む」「三代実録」貞観十三年正月二十一日条)という理 年、延長六年とあり、この内「内宴」が、停止されたのは、貞観十 年、元慶二年、仁和三年、寛平二・八年、延喜四·七·十七·二十一 三年、延喜二十一年の二回であるが、前者は「皇太后御体不予、 い。天暦元年の内宴記事にいう「先例」も頷ける。

年にかけて二月に行われていることである。この点に関して 波戸岡氏は、「内宴」を正月行事の締めくくりとする見解から - 村上朝においては内宴の性格は、正月行事のしめくくりとい 村上朝の「内宴」で次に注意されるのは天徳三年から康保四

氏が、「年中行事抄」内宴条の「天暦依御忌月、三月行之」(「三」は(9) う面は欠落していたことがわかる。それはまた、梅花を賞でる 更などを定めたもので、内宴を二月に行うことも、その定めの 内宴に替って、二月または三月の桜花を賞でる花宴を重んじ 月二十一日に内宴を行っているので、村上天皇崩御の後、それ 崩)の御忌月により、明年以後の正月諸行事の有無、式日の変 五日の論奏に基づいて、太皇太后藤原穏子(天暦八年正月四日 「二の誤りか)の記事に基づいて、「これは天暦九年十二月二十 るようになったとも考えられる。」と述べられたが、渡辺直彦 一端と考えられる。(中略)ただし、円融天皇の天禄二年には、正

も恐らくは、冷泉天皇即位後の安和元年八月二十二日に至っ

られている。

西岳草嫩馬嘶周年之風

西岳草嫩くして馬周年の風に嘶き

ている。甲田利雄氏は次のような『続教訓抄』の記事を紹介さに催され、更に四十一年ぶりに後一条朝の長元七年に行われ 朝の天禄二年に行われた後、一条朝正暦四年に二十二年ぶり て、旧に復したものであろう。」とされた見解に従うべきであ この村上朝以後「内宴」の記事は極端に減少していく。円融

これ以後中絶し藤原通憲によって一二四年ぶりの保元三年 バカリ也、其外ノ人ハ、アハヌ事ナレバ、関白殿日記ヲ尋サキノ度ノ内宴ニアヒタル人ハ、年老タル上達部二三人 ネ行ハシメ給テ、前々ヨリモ微妙サヲ増シ、万ノ事、露ヲ ロカナル事ナク行ハシメ給ケリ、

れている。

練抄』によれば、「関白并太政大臣巳下文人と為す。」と明記さて、中絶されていた相撲節とともに復興されたのである。『百 事談」六に見える。そこには次のような俊憲の序の逸文も挙げ 文を書いて、その出来栄えに通憲が感嘆したという説話が「古 当日の賦詩ではなかったらしい。この時通憲の息男俊憲が序 同様であり、注意される。但し【今鏡】「すべらぎの下」によれば れており、公卿が文人として詩を賦している。初期の「内宴」と 「関白殿など、上達部七人、詩を作りて参り給いける。」とあり、

に復興されたのは著名である。通憲の、公事再興の一貫とし

翌保元四年にも「内宴」は開催され、「山槐記」に詳密な記録上林花馥鳳馴漢日之露 上林花馥として鳳漢日の露に馴る

が残るが、以後廢絶した。翌保元四年にも「内宴」は開催され、「山槐記」に詳密な記録

六

たい。るが、既に大幅に紙幅を費やしたので問題点を一つ記してみるが、既に大幅に紙幅を費やしたので問題点を一つ記してみてきた。ここでその場で作製された詩文を検討したいのであ「内宴」の性格、儀式内容、成立、展開等を不十分ながら述べ

論を参考にして述べる。先ず詩を引く。草」三・窓)について詳細な注釈と読解を試みられている。氏のるが、村田正博氏が「早春内宴聴宮妓奏柳花怨曲応製」(「菅家文

菅原道真の「灼宴」詩については、波戸岡氏も検討されてい

歓酣不覚落銀釵 歓は酣にして銀釵落つることを覚え舞破雖同飄緑朶 舞は破にして同に緑朶を飄すと雖も

最歎孤行海上沙 最も歎かはしきは孤り海上の沙を行余音縦在微臣聴 余音は縦ひ微臣の聴に在りとも

がむことぞのもことぞ

をおう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれもう一度、第四句「豈取含情怨柳花」を見るとしよう。ふれ

うな性質の作は殆ど見出すことが出来ず、多くが天皇の徳を る必要があるのではないか。天皇の「私宴」という性格を強く ような措辞が見出せるのは、やはり「内宴」という場を考慮す は、ありえないことであろう。それにも関わらず、道真にこの 個人的境涯を表わすことー殊に現況の不満とも読める表現ー 自己の地位分限とを覚らしめるのである」から、賦詩において 儀式とは、先に喜田氏の言を引いたように「君臣上下の秩序と 賛美したり、公宴の素晴らしさを詠み込むのである。そもそも 草」五・33「重陽節侍宴同賦天浄識賓鴻応製」)という表現もあるが、 論悲哀を詠んだものもある。例えば、「賓雁人の意をして動か をみても、個人的境涯を詠み込んだものは殆ど見出せない。勿 は異例であったように思われるのである。道真の他の公宴詩 こめつつ内宴を讃える作と見做すことができると思う」とも ば歌われるほどに嘆きは深まり、嘆きが深いほどに華やぎも ぎと結びの二句の嘆きとは、華やぎが充足をもって歌われれ 岐赴任のごとく具体的な事情を詠んだものではない。このよ 道真の個人的感興というよりも、一般的な悲哀であろうし、讃 しむること莫かれ 製詩の結句で述べることは、少なくとも道真の時代にあって はないだろうか。氏は「応製詩一首における第六句までの華や いわれるが、それにしても、讃岐赴任という個人的な境涯を応 際立つという相映発する構造であって、詮まるところ、述懐を るが、しかし公宴での応製詩としてこのような内容は異例で 向前の旅の思何如せんと欲す」(『菅家文

以上で、不十分ながら本稿を終えるが、史料の扱い等につい討も必要であり、今後の課題である。道真自身の問題としても考察を要するし、他の公宴詩等の検導を詠み込むことは現存の資料では他に例がない。この点は保持する宴であるからこそ臣下の個人的境遇も詠み出せたの保持する宴であるからこそ臣下の個人的境遇も詠み出せたの

È

(1)大曽根章介氏「菅原道真ー詩人と鴻儒ー」(日本文学21- 9・昭

て不備があろうと思う。史家からの叱正をも賜りたい。

(吉川弘文館・平成元年)、「内宴」(山中裕氏執筆)『平安時代史事(3) 古瀬奈津子氏「平安時代の「儀式」と天皇」(歴史学研究56・昭和六十一年十月) (一年)、「中の研究 上」(明治書院・初版、昭和三十四年、三訂版、昭和五十史の研究 上」(明治書院・初版、昭和三十四年、三訂版、昭和五十中年)第四章・第二節、山中裕氏『平安朝の年中行事』(塙書房・昭和四年)第四章・第二節、山中裕氏『平安朝の年中行事』(塙書房・昭和四年)第四章・第二節、山中裕氏『平安朝の年中行事』(塙書房・昭和二年)第四章・第二節、山中裕氏執筆)『国史大辞典 (2) 波戸岡旭氏「菅原道真「九月十日」の詩について」(漢文学会々報和四十八年九月)

(5)しかし、山口博氏は『王朝歌壇の研究 桓武仁明光孝朝篇』(桜

典』(角川書店·平成六年)等。

れるがいかがであろうか。今は、臨時に行われる私的な宴という楓社・昭和五十七年)第一篇第四章で、曲宴を曲席を設けた宴とさ

- 通説に従う。
- らにその原初的姿はすでに大同四年正月二十一日の宴にみ出すは、弘仁四年正月二十二日の宴にみることができよう。そして、さはり、その儀礼的形態をととのえた初めは、史料のみられる上で(7)倉林氏は「その起源に関しては、種々の考えがもたれようが、や(6)恒例以外の内宴についても倉林氏が多く例を挙げておられる。
- (吉川弘文館・平成三年)。太田氏は、日本残存資料によって「唐暦」(8)太田晶二郎氏「「唐暦」について」「太田晶二郎著作集 第一冊」こ とができると考えてよかろう。」と述べられている。
- (9)但し、山中裕氏は、「内宴」『平安時代史事典』(前掲)において「中る。

を輯集されているが、波戸岡氏の指摘された逸文は未収録であ

- (10)工藤重矩氏「平安朝における「文人」について」「平安朝律令社ていない。 国より渡来したもの」と述べられたが、その所以は明らかにされ
- (印)工藤重矩氏|平安朝における|文人|について」「平安朝律令社
- (12)以下の記述で(II〇)と記したのは別表Iの儀式次第が推測されるが、全容は不明である。注に「蔵人旧式」が引かれており、「寛平蔵人式」の内宴条文の存在(11)ここでは勿論「天暦蔵人式」である。ただし、「北山抄」内宴条頭
- 日本古代の政治と文化」(吉川弘文館・昭和六十二年)(13)古瀬奈津子氏「昇殿制の成立」「青木和夫先生還暦記念に付した番号を指す。
- 較文学的研究』(大修館書店·昭和六十 三年)第二章で指摘されて辞があることを、菅野礼行氏が『平安初期における日本漢詩の比(4)但し、「九日後朝宴」の詩序にも「内宴」と同様の性格を示す措

- はいえず、「内宴」とは質を異にする。いるが、「九日後朝宴」は「西宮記」「北山抄」等に記されず、公事と
- (5)天皇の常の御在所については、鈴木亘氏『平安宮内裏の研究』(5)天皇の常の御在所については、鈴木亘氏『平安三年』の開始を断げ、「一寿殿と清涼殿』『貴族社会と古典文化』平安三年)、目崎徳衛氏「仁寿殿と清涼殿」『貴族社会と古典文化』で、中央公論美術出版・平成二年)第三編「平安宮内裏の形成過程」に、り、元皇の常の御在所については、鈴木亘氏『平安宮内裏の研究』
- 宴」の性格が変化したことを意味する。う理由で、淑景舎が使われたのならば、「天皇」の私宴としての「内う理由で、淑景舎が使われたのならば、「天皇」の私宴としての「内うな記事は見出せていないが、この時「摂政(藤原伊尹)直廬」というな記事は『日本紀略云』として「内宴」記事を引いて「案(16)「大内裏図考証』は「日本紀略云」として「内宴」記事を引いて「案
- (18)工藤氏前掲論文。 臣上下の秩序について」(皇学館大学出版部・昭和四十七年) (17)喜田新六氏「王朝の儀式の源流とその意義」「令制下における君宴」の怪権が変行したことを意味する
- (19)渡辺直彦氏「「蔵人式」管見」(日本歴史30・昭和四十八年五月、(19)渡辺直彦氏「「蔵人式」で同様な見解を出されている。正、十七日射礼改月被行事」(『本朝文粋』四・56・菅原文時)である。止、十七日射礼改月被行事」(『本朝文粋』四・56・菅原文時)である。止、十七日射礼改月被行事」(『本朝文粋』四・56・菅原文時)である。止、十七月射礼改月被行事」(『本歴史30・昭和四十八年五月、(19)渡辺直彦氏「「蔵人式」管見」(日本歴史30・昭和四十八年五月、(19)渡辺直彦氏「「蔵人式」管見」(日本歴史30・昭和四十八年五月、(19)渡辺直彦氏「「蔵人式」管見」(日本歴史30・昭和四十八年五月、
- (1)宮至り「内実」はおよび述べた四く(20)甲田氏前掲著。
- 大江匡房「早春内宴陪安楽寺聖廟同賦春来悦者多詩序」がある。こ(紅)宮廷の「内宴」は本文で述べた如くであるが、「本朝続文粋」八に

昭和四十九年三月)で、否定されている。匡房の詩序にも有国に関が「勸解由公藤原有国伝ー一家司層文人の生涯ー」(文学研究11に参照有国が長徳元年に始めたものとされているが、今井源衛氏口久雄氏は「大江匡房」(吉川弘文館・昭和四十三年)で、この内宴れは詩題にもあるように、道真を祭った安楽寺での宴である。川

|家文草巻三ー一八三]ー」(人文研究41-13・平成四年十二月)|(22)村田正博氏[道真詩抄ー早春内宴にして柳花怨の曲を聴く(菅

する記述がないので、今井氏に従う。

引用本文

国史·扶桑略記·本朝世紀·延喜式統日本後紀·日本文徳天皇実録·日本三代実録·日本紀略‧ 類聚

「大日本古記録」(岩波書店)「新訂増補国史大系」(岩川弘文館)

「京都御所東山御文庫本撰集秘記」(国書刊行会)
「続群書類従」(続群書類従完成会)
「神道大系』(神道大系編纂会)

「新日本古典文学大系」(岩波書店

「日本古典文学大系」(岩波書店

[古典文庫](現代思潮社

菅家文草 本朝文粋 **撰集秘記** 年中行事抄 西宮記·北山抄

古事談

-15-

勺宴欠 飲表 I

列立庭中謝座。	10皇太子着座9謝酒了、受盞還入本所。8春宮亮持空盞進授之、退立壁下階。8春宮亮持空盞進授之、退立壁下階。	6次召侍臣、令召皇太子及王卿。	5 陪膳更衣、出自西方就座。	4 出御。	3采女、撤御台盤覆了。2供膳女蔵人、度就紫宸殿北廂。1時刻、御仁寿殿。
王卿、謝酒・謝座	皇太子、謝酒・謝座	皇太子・王卿を召す		主上出御	

25覧畢、作音楽。 26次内教坊別当、進舞妓奏。	25次給紙筆文人以上。	12少将取空蠹出自北幔西頭、授貫首者、退立舞台北頭。 13謝酒訖、依次参上着座。 15次侍臣着廊下座。 17次東宮侍臣、賜餛飩太子。 17次東宮侍臣、賜餛飩太子。 22次供御酒。 22次明参議以上饌。 23次賜重太子。
舞妓奏	文人参上。文人以上に紙を賜う	皇太子・王卿以下に供膳・供酒

45於是陪騰更衣退入。44於是院騰更衣退入。24次之為、出居次将取文台為、置御前東辺。35、四國、献詩。	41日暮、中少将帯弓箭、殿司供御殿油。40(公卿行酒)39次即仰可宣之由	38上卿問序者。題者申云、其人当。	37 更書重為王卿以下料。 37 更書重為王卿以下料。	28舞妓等出自綾綺殿軟障南頭着座。
詩を献じ、皇太子・王卿・文人、御前に参上。詩、披講		序者を問う	題を献ず	

	* * * 40 39 15 あ 本 は は の の で は は で で は	40は「北山抄」には無く「清涼記」「西宮記」に見える。*15の「侍臣」を「西宮記」は「四位已下」とする。のは「北山抄」のみに見える記述。の「侍臣」を「西宮記」は「四位已下」とする。ま本文は、儀式書中、最も詳細な記事を持つ、「北山抄」	J「西宮記」に見らい。 と下」とする。 と下」とする。	える。	40は「北山抄」には無く「清涼記」「西宮記」に見える。**15の「侍臣」を「西宮記」は「四位已下」とする。**15の「侍臣」を「西宮記」は「四位已下」とする。ある。
1	内宴 Ⅱ 年表	·			
	大同四年	正月二十三日 	場所	詩題	【後】
	弘仁四年	正月二十二日(子)	仁寿殿		後
	八年	正月二十一日			類」

50読詩畢後下殿、給禄。 |49読詩一二枚之間、次将召名。随召称唯。 48先是内蔵寮積禄舞台南。 |47召儒士一人令読。中少将二人秉紙燭照之。 46皇太子以下起座候御前。

仁寿二年	三年	嘉祥二年	十五年	十四年	十三年	十二年	十一年	九	七	六	五	四四	111		承和元年	十	九	天長八年	+	九
年正月二十二日	年正月二十日	年 正月二十日	年 正月二十日	年正月二十日	年 正月二十日	年 正月二十日	年 正月十七日(子)	九年 正月二十日	七年 正月二十日停止	六年 正月二十日	五年 正月二十日	四年 正月二十日	三年 正月二十日	二年 正月二十日	年正月二十日	十年 正月十二日(子)	九年 正月二十一日	年 正月二十日	十年 正月二十日	九年 正月二十一日
	清涼殿(2)	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿		仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	清涼殿	仁寿殿		
			殿前紅梅		百花酒	香出衣	上春詞	春生		雪裏梅	雑言遊春曲	花欄聞鶯	理残粧	春色半喧色	早春華月			春妓応製詩		
文	「続後」	「続後」	「続後」	「続後」	「続後」	「続後」	「続後」	「続後」、「江」四ー!!	「続後」「以聖躬竜蟠」	「続後」	【 続後】	【続後J、「文粋」十一−34(-)	『続後』	【続後】	「続後」	「類」	「類」	類	「類」	「類」

十八年	十七年	十六年	十五年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	六年	五年	四年	三年	貞観二年	二年	天安元年	三年	二年	斎衡元年	三年
正月二十一日停止	正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日停止	正月二十一日停止	正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日停止	正月二十一日	正月二十一日		正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日	正月二十二日	正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日	正月二十一日	三年正月二十二日
							仁寿殿	3	仁寿殿						新成殿			新成殿		
	陽春詞	春雪映早梅					無物不逢春(3)													
[HI]	[三]、「文粋」八一214、「新朗」上一18	[三]、「菅」 -6	F10.1	「三」「皇太后御体不予」		[ht]	[三]、「菅]一一27、「田]上一4	「三」「以仲野親王薨」		Ξ	「三」「以天下患咳逆病」			72	文	文	文	文	文	「文

											_									
延喜二年	三年	昌泰二年		十年	九年	八年	六年	五年	寛平二年	五年	三年	仁和二年	九年	八年	七年	六年	四年	三年	元慶二年	十九年
正月二十一日	正月某日	正月二十一日		十年 正月二十日	九年 正月二十四日(子)	八年 正月二十一日	正月某日	正月二十一日	正月二十一日	五年 正月二十一日	三年 正月二十日	仁和二年 正月二十一日	正月二十一日	八年 正月二十日停止	正月二十日停止		正月二十一日	正月二十日停止	元慶二年 正月二十日	十九年 正月二十日
		清涼殿		清涼殿		清涼殿	清涼殿				仁寿殿		仁寿殿				仁寿殿			
魚上氷	香風詞	鶯出山		草樹暗迎春	翫殿前梅花	春先梅柳知	翫梅花	開春楽	春風歌	花鳥共逢春		聴宮妓奏柳花曲	春娃無気力			雨中花	聴早鶯		春暖	認春
[紀]、「西裏」、「河」賢木	「紀」、「菅」六一468	「紀」、「菅」六 — 453	「菅」六ー446	【紀」、「文粋」十一一39、「作」(「長谷雄」9)、	「紀」、「菅」六一40	「紀」、「菅」六 - 430	「紀」、「菅」五一376	「紀」、「菅」五~364	「紀」、「田」下一45、「朝」一歌(「長谷雄」」	[三][西裏](4)	Titl	「三」、「菅」三一183	[三]、[菅]二〕148	=		一一一一一一一一一	[三]、「菅]二一83、「江」四一29	Titl	「三」、「菅」ニー79、「江」四ー20	「三、「菅ニーヵ

	_		_		r		_	_	,			,	1	,						
延長六年	二十二年	二十一年	十九年	十八年	十七年	十六年	十五年	十四年	十三年		十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
延長六年 正月二十一日	正月二十一日	正月二十日停止	正月二十一日	正月二十一日	十七年 正月二十三日	十六年 正月二十日停止	正月二十一日(子)	十四年 正月二十日停止	正月二十一日		十二年 正月二十一日(子)	正月二十一日停止	正月二十三日	正月二十一日停止	正月二十一日	七年一正月二十一日	正月二十一日(5)	五年 正月二十一日	正月二十日	三年 正月二十二日(子)
			仁寿殿	仁寿殿							仁寿殿		仁寿殿		仁寿殿		仁寿殿	仁寿殿		仁寿殿
晴添草樹光	氷開春水暖		和風初著柳	庭花著宮枝	翫半開花		春生晩禁中		何処春光到	<以萠為韻>	雪尽草芽生		春風微和扇		暁鶯啼宮樹	早春内宴	春風散管絃	春生梅樹中	花伴玉樓人	残雪宮梅
「紀」、「北」、「文粋」十一一32「古」16~20	「紀」	【紀】 依諸国不堪佃并去年咳病	[紀]、[北]	「紀」	「紀」、「江」四一 4	「紀」「依去年皰瘡」	[紀]、[北]	「紀」「依去年不登」	「紀」、「西裏」		[紀]、[北]、[江]四一5	[紀]	【紀】、【北】、【兼】3	「紀」「依去年諸国損」	[紀]、「北」	[紀]、[西]	「紀」、「北」	「紀」	「紀」、「西」、「古」。	「紀」、「北」

四年	保元三年	長元七年	正暦四年	天禄二年	四年	康保三年	応和二年	天徳三年	天曆五年		十年	九年	天慶六年	八年	七年	五年	承平二年	七年
正月二十一日(子)	保元三年 正月二十二日	長元七年 正月二十二日(19)	正暦四年 正月二十二日	天禄二年 正月二十一日	四年二月二十一日	康保三年 二月二十一日	二月二十一日	天徳三年 二月二十二日	正月二十三日		十年 正月二十三日	九年 正月二十一日停止	正月二十四日	八年 正月二十二日(8)	正月二十三日(子)	正月二十三日	承平二年 正月二十一日(1)	七年正月二十一日
仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	仁寿殿	淑景舎		仁寿殿					綾綺殿		綾綺殿			仁寿殿	弘徽殿	
花下催舞	春生聖化中	春至是鶯花	花色与春来	鶯啼宮柳深		鳥声韻管絃	風柳散軽糸	春樹花殊顆			花気染春風		花間訪春色	花柳遇時春	春可楽	鶯声遠逐風	聖化万年春	停盃看柳色
[百]、 [山]、「今] 三内宴	「百」、「兵」、「古事」六一43、「今」三内宴	[紀]、[栄]詩合	「小」、「権」、「江吏」下	「紀」	「河」藤裏葉	「紀」、「西裏」、「北」、「北大」、「文粋」十一一34	「紀」、「西裏」、「北」	「紀」、「九」、「北」	「北」、「御」	古46~47(9)	【紀】、「九」、「北」、「河」藤裏葉、「著」六ー23	[紀]	「紀」、「西」、「北」、「古」4~55	紀、「北」	「紀」、「西裏」	[紀]、「北]	「紀」、「北」、「文粋」九ー234	「紀」、「北」、「朗詠」上 ¹⁶ (6)、「古」 ¹⁹ ~ ¹⁸

*後一日本後紀、続後一続日本後紀、文一日本文徳天皇実録、三一日本三代実録、類一類聚国史、紀一日本紀略、百一百練抄、

漢詩文集並びに漢字索引」 河海抄、御ー御遊抄、著一古今著聞集、栄ー栄花物語、兵ー兵範記、古事ー古事談、今ー今鏡、山ー山槐記、長谷雄一『紀長谷雄 朗詠-和漢朗詠集、新朗-新撰朗詠集、兼-和漢兼作集、作-群書類従本作文大体、江-類聚本系江談抄、古-類題古詩、河-九一九曆、小一小右記、権一権記、西一西宮記/恒例一/内宴、西裏-西宮記/恒例一/内宴裏書、北ー北山抄三/拾遺雑抄 一一个宴、北大-北山抄八/大将儀/内宴、文粋-本朝文粋、朝-朝野群載、菅-菅家文草、田-田氏家集、江吏-江吏部集:

*「月日」で(子)と注したのはその日が「子日」であることを示す。

*「備考」では、内宴の存在の典拠となるもの、及びその時の詩文を収載するものを挙げた。但し、典拠となる資料は、時代の接 れたい。 も記すべきであるが、紙幅の問題で割愛した。典拠とした資料は、『大日本史料』を中心として収集したので、併せて参照さ するものに限り、後世の説話資料は挙げていない。同時代でも重複する資料で省略した場合もある。また、参加者について

*見落としも多いことと思う。大方の御教授、御叱正を賜りたい。

[別表Ⅱ・注]

- (1) 「文粋」所収の詩序は、「続後」の記事とは齟齬するのであるが、阿部俊子氏「歌物語とその周辺」(風間書房・昭和四十四 年)第二編B「小編物語」第一章「篁物語」で、当年の作であると考証されており、今はそれに従う。
- (2)【続後】に「縁||聖躬不与|、不」御||仁寿殿|。於||清涼殿|、垂||御簾|、覧||舞妓||とある。儀式そのものは、或いは仁寿殿 で挙行されたか。
- (3)貞観十年から仁和二年までは、貞観十七年以外は、「菅」によって、詩題を記した。「菅」の配列にも問題があろうが、渡辺 記されていないが、「菅」のその前後の配列からこの年の作とした。 秀夫氏「公宴詩題と和歌」「平安朝文学と漢文世界」(勉誠社・平成三年)も参考にして記入した。元慶六年内宴は、「三」にも

4) 「西裏」は、「仁和二年」とする。今は「大日本史料」に従って仁和五年とする。

(5)但し、「北」は「廿六日」とする。

- (6)通行の御物伝藤原行成筆粘葉装本では、「江納言」との作者注記がある。「校異和漢朗詠集」によれば、作者注記について は、「紀納言」(為・延)、「後江相公」(嘉)、詩題注記については、「内宴停盃看柳色序」(嘉・延・京・尹・為、但し、為「内宴」ナシ。
- (1)但し、「貞信公記」は「廿二日」とする。

京・尹「内宴」「序」ナシ)とある。

- 8)「体源抄」は「天慶元年正月廿三日内宴記」を引く。この書名が正しければ二十三日の挙行となる。
- 10)波戸岡氏は、『紀』の「木工寮於||稜綺殿前|立||舞台|」について、「場所は仁寿殿で元の例にならったのであろうが、そ 9) 「古」4も同題であるが、大江以言の作であり、時代が合わない。
- 上内宴条所引「蔵人式」に「木工寮立, |舞台東庭 | <当, |綾綺殿南三四間 | 立」 之。当, |仁寿殿東 | 、逼 | 綾綺殿西砌 | 立」 之(下

のほかに綾綺殿の前に舞台を設けたとあって、盛大な宴であったことが伺える。」と述べられたが、「北山抄」三・拾遺雑抄

殿の前に舞台を立てることが稀であったからかもしれない。 略)>」とあり、綾綺殿の前に舞台を設けるのは通例であったと思われる。但し、「紀」が殊更に記したのは、この時期、綾綺

(たきがわ・こうじ)本学大学院博士後期課程)